

求職者支援制度の手続きについて

訓練の受講申込みや職業訓練受講給付金の手続きは、原則として**住所地を管轄するハローワーク**で行います。

* ハローワークの所在地は、厚生労働省ホームページでご案内しています。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

■■ 手続きの流れ(例) ■■

求職者支援制度に関する手続きは、訓練受講に関する手続き(○)と、職業訓練受講給付金に関する手続き(★)の2つの流れがあります。職業訓練受講給付金の手続きは、原則として1回のみ行う「事前審査」と月1回の指定来所日に行う「支給申請」に分かれています(どちらが欠けても職業訓練受講給付金を受給できません)。

1 求職申込み・制度説明

○ ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明を受けてください。

★ 職業訓練受講給付金の受給希望がある方は、職業相談時にお申し出ください。なお、職業訓練受講給付金については一定の支給要件があります。

2 訓練コースの選択

○ ハローワークで職業相談を受けつつ、適切な訓練コースを選び、受講申込書などの必要書類を受け取ってください。

★ 事前審査に関する説明を受け、必要書類を受け取ってください。

・再就職のために訓練が必要ではないとハローワークが判断した場合は、希望した訓練の受講申込みができません。

3 訓練の受講申込み

○ ハローワークの窓口で、受講申込みの手続きを行ってください。

○ その後ご自身で、ハローワークで受付印を押印した受講申込書を訓練実施機関に提出してください。

★ 訓練の受講申込みと同時に、必要な添付書類を添えて事前審査の申請を行ってください(後日、事前審査を申請することもできます)。

・就職活動の状況などをお聞きして、受講の必要性の高さを判定します。

・事前審査の申請に当たっては、本人確認書類の他、ハローワークから交付された各種様式、所定の添付書類が必要です。

・事前審査の結果、要件を満たさなければ職業訓練受講給付金は支給されませんが、後日、要件を満たすこととなった場合は、所定の手続き(再度の事前審査、支給申請を含む)を経て支給可能となる場合があります(詳細はハローワークにお尋ねください)。

・事前審査の詳細はハローワークでご案内しています。

4 訓練実施機関による選考

○ 訓練実施機関による選考(面接・筆記など)を受けてください。

5 就職支援計画の作成(支援指示)

○ 訓練実施機関から合否通知がご自宅宛てに届きます。「合格」の通知が届いたら、訓練開始日前日までにハローワークに来所し、「就職支援計画」の交付を受けてください(これを「支援指示」と言います)。

★ 4の選考に合格した方は、ハローワークから事前審査の結果通知(該当または非該当)がご自宅宛てに届きます(選考に不合格の方には事前審査の結果は送付されません)。ハローワークで訓練受講中の支給申請に関する説明を受け、支給申請の必要書類を受け取ってください。

・この「支援指示」を受けなければ訓練を受講することはできません。また、職業訓練受講給付金を受給することもできません。

・ハローワークによっては、支援指示を行う日時をあらかじめ指定する場合があります。

6 訓練の受講開始

○ 訓練受講中から訓練終了後3カ月間は、原則として月に1回、ハローワークが指定する日(指定来所日)にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。

★ 指定来所日に職業相談を受けた後、支給申請を行ってください。

・指定来所日以外の日には支給申請を行うことができません。ただし、ハローワークが定める一定の理由に該当する場合は、指定来所日を変更することができます(証明書が必要)。

・支給申請に当たっては、所定の申請書類が必要です。

・訓練実施機関が支給申請書の所定欄に記載する受講証明により訓練の出席状況と、その他の支給要件を満たしていることを確認した上で、事後的に支給・不支給決定を行います。

・訓練を1回でも欠席(遅刻・早退を含む)すると職業訓練受講給付金が支給されません(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席)。

・指定来所日にハローワークに来所しないことは、就職支援拒否の典型です。1回でも就職支援拒否を行うと、以後、職業訓練受講給付金は支給されません。